

岐阜県漁場管理委員会公聴会（飛騨会場） 議事録

1. 開催日時

令和5年4月18日（火） 13:00～14:00

2. 開催場所

飛騨総合庁舎 厚生棟2階厚生1会議室

3. 出席者

出席委員 3名

4. 公述人

2名

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開 会	
事 務 局	<p>公聴会は、岐阜県知事から漁場計画の樹立について岐阜県漁場管理委員会に諮問があり、漁業法第64条第5項の規定により利害関係者の意見を聴かせていただくために開催し、知事への答申の参考とさせていただくもの。</p> <p>本日の公聴会は、令和6年1月1日の漁業権免許切替に向けて、第1種共同漁業権が2つ、第5種共同漁業権が48、区画漁業権が1つの漁場計画案について、関係者から意見を聴くもの。</p> <p>公述および質疑の概要については県HPにて、個人情報保護法に基づき個人が特定されることのないように公表。</p>
会長職務代理者	<p>出席委員の紹介。</p> <p>本日の公聴会は令和6年1月1日の漁業権免許切替の漁場計画案について、漁業法第64条第5項の規定により岐阜県知事から岐阜県内水面漁場管理委員会に諮問があったので関係者から意見を聴くもの。</p> <p>公述していただく前に事務局から漁場計画案の概要について説明。</p>
事 務 局	<p>漁場計画案の概要を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業時期は1月1日から12月31日まで ・ 制限又は条件は第五種共同漁業については、河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないことと ・ 第二種区画漁業内区24第1号については、魚止め施設の常時完備、河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと。 ・ 存続期間は第一種および第五種共同漁業は令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間。第二種区画漁業については、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間。 ・ 申請期間は、令和5年11月1日から令和5年11月30日までの30日間。 ・ 免許予定日は令和6年1月1日。 <p>内共第1号及び2号は第一種共同漁業で、しじみ漁業が対象であり、漁場の場所は揖斐川。内共第3号から50号までは第五種共同漁業であり、あゆ、あまご、いわな、にじます、うなぎ、なまず、ふな、おいかわ、うぐい等の魚類が対象。内共第3号から11号が揖斐川水系、内共第12号から22号が長良川水系、内共23号から内共33号が木曾川水系、内共34号が土岐川水系、内共35号及び36号が矢作川水系、内共37号から46号が日本海側の富山県に流れ込む、宮川水系、庄川</p>

	<p>水系、内共第47号が日本海側の福井県に流れ込む九頭竜川水系。内共第48号から第50号は愛知県又は富山県との県境漁場となっており、令和6年から免許は当県が免許する。第二種区画漁業として、こい養殖業、ふな養殖業を対象とし、1つ設定。</p>
<p>公述人 A</p>	
<p>公述人 A</p>	<p>増殖指示数量の算定基準について、今回の漁場計画では稚魚放流量から経費に変更され、漁業協同組合は今まで以上に漁場に合わせた増殖方法を選択しやすくなった。</p> <p>しかし、選択できる増殖方法については、水産庁の技術的助言にもあるように種苗放流や発眼卵放流、産卵場の造成など限定的となっている。この技術的助言には、禁漁区の設置等の水産庁の言う消極的な増殖は含まれないことが示されている。これらの行為も含め、水産庁に対して漁協、漁場管、県も含め条件の緩和を申し入れていただければと考えている。さらに、先日、報道があったようにヤマメの稚魚放流の効果について学術論文が発表され、放流という増殖行為に否定的な学説が提示された。魚種や漁場によって種苗放流よりも漁場管理や河川環境の改善の方が、増殖効果が高いことを具体的に示す必要があるが、漁業法第168条にあるように、漁場が増殖に適していることが免許の条件となっていることも含め、漁協、漁場管、県で議論する場が必要と考えている。これらの議論には、当然のことながら自然環境の保全だけでなく漁協経営という観点も盛り込んだ議論をしていただきたい。</p> <p>近年、外来種の問題が国民の関心事の一つとして話題に上がることがある。近年の外来種問題は、国外からの移入であるニジマスやブラウントラウトだけでなく、国内であっても自然分布域ではない場所への移植は国内外来種として取り扱われている。例えば、琵琶湖産アユの放流や、日本海側へのアマゴ放流がそれに該当する。これらの取扱いは、産業に直結しており漁協だけでなく生産者にも大きな影響があり、この観点については、県内だけではなく、国民全体による議論が必要と考えており、大枠の方針があることが望ましいと考えている。特に、太平洋と日本海の分水嶺を抱える岐阜県では、これまで太平洋側の資源管理を中心として議論されてきたように感じているが、ヤマメや鮎については、日本海側の天然資源の活用も含め議論していただきたい。</p> <p>漁業調整規則の変更について、柔軟かつ迅速な対応ができないかと考えている。都道府県が定める漁業調整規則は漁業法と水産資源保護法の規定に基づき規定されており、農林水産大臣の認可が必要なこと、またその変更には高いハードルがあることは理解している。漁業法施行されてから</p>

	<p>70年ほど経ち、その間に経済状況、物事の価値観、放流事業の効果など、漁場取り巻く常識が変わってきており、特に近年はその変化は多様で急激となっており、それに合わせた柔軟な規則の変更が必要になっていると考えている。水産庁に対して、漁協、漁場管、県も含め規則変更への柔軟な対応を要望すること検討いただきたい。</p> <p>漁業権免許状の裏面に免許の条件として「河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと」とあるが、基本的に公共事業としての河川工事に漁協が支障を及ぼすことはないと考えている。ただし、多くの河川工事が漁場環境に大きな影響を与えることは河川管理者も認識しており、施工の時期や方法等について漁協との協議が必要である場合も多いと考えられる。また近年は、内水面の漁業の振興に関する法律も施行され、積極的に漁場環境への配慮がなされている。しかし、先日の中日新聞の紙面で、河川工事の跡地に基石並べのように石が並んだ写真があった。これは、漁協が川に大きな石を残してほしい旨を工事関係者に伝えたところ、河川管理者と施工者が河川法上で問題とされない範囲で設置したものと想像されるが、私の目から見ると生物にとってあまり意味のないようなものになった結果と考えている。これは、今から20年ほど前であるが、山口県の河川課が学識経験者等と取り組んできた魚道環境改善等のための「水辺の小わざ」というマニュアルが発行されている。この文献の優れた点は、管理者や施工者だけでなく、漁業者自らが管理を担えるような観点が盛り込まれていることとである。このような有益な先進事例を参考としながら、河川環境への影響の調査、評価を行うとともに、今後の河川工事が利用者にとっても有益なものを生み出す場を検討いただきたい。</p>
委員	工事施工者に対して要望しても聞き入れてもらえないことがあるのか
公述人 A	大きな石を残してほしいことは伝えて、様々な方法は試してみるものの、どのように戻すのが実際に効果的であるかわからないので指導してほしい。
委員	岐阜県では土木が中心となって自然共生工法研究会において、工法管理士の養成とその資格の認定手続きを行っている。漁業者でこの資格を持っている方がどの程度見えるのかわからないが、彼らも含めた議論の場があるといいのではないか。
公述人 A	漁協と工法管理士の資格を持った方が議論する場は聞いたことがない。今のところ、漁協は現場の工事関係者と議論するだけである。工法管理士の資格を持つ方との議論の場があればいいと考えている。
委員	放流が逆効果となるとの報告をふまえ、稚魚放流についての意見をいただいた。漁協は稚魚放流の効果にうすうす疑問を感じていたかもしれない

	が、その効果の検証を行ったことはあるか。
公述人 A	当組合には、溪流魚の再生産に適した区域との往来が河川構造物により難しく、産卵場造成等の効果が期待できない漁場が多いことから資源増大は稚魚放流に依存している。その効果検証については今後、実施する必要があると考えている。
委員	これまで県下の多くの組合で稚魚放流の効果検証はされていなかったのではないかと。これからは、C&R や禁漁区、全長制限などの漁獲制限についても検討が必要ではないかと。増殖行為は漁業権免許の一つの条件であり、委員会としても県内漁協と一緒に効果的な増殖手法について検討を進めていきたい。
公述人 A	令和 6 年の免許から増殖指示が重量から金額に変更となるということで、増殖行為が漁協の裁量で選択できるようになったことはありがたい。
委員	外来魚の取扱いについて実際どのように考えているのか。琵琶湖産アユなど国内外来種への対応も含め、本来の在来魚だけがいいと思っているのか、それとも、漁業のためには外来魚の利用も致し方ないと考えているのか。
公述人 A	漁協としては利益に直結する課題であり、経営にかかわるため、外来種の利用もやむをえない。ブラウントラウトは厄介な外来種として認識しているが、ニジマスは、すでに地元の文化になじんでいること、養殖業等の産業と直結しているので致し方ない。琵琶湖産アユは釣り人からの人気が高く、その放流は必要と考えている。
委員	いろいろな問題があり漁協だけでは解決できないような時代となってきている。地域住民と一体となった街づくりの一つとして解決策を見出してほしい。
公述人 B	
公述人 B	河川工事の後処理が不完全であり、河川の現況よりも工事完了後のほうが河川環境が悪い現状を少しでも改善していただきたい。「河川工事の完成」の画像（イメージ）がしっかりつかめるような計画が必要。現状は、土砂や砂利などの堆積物の除去をし、水が流れれば良い工事がほとんど。本来河川は、瀬があり、淵があり、石もあるが、水生生物のすみかが破壊されたまま。護岸工事により「のっぺら」な河川ができあがり、そこに住む人（特別天然記念物のオオサンショウウオ・アジメドジョウ・アカザス・ヨシノボリ・ニホンウナギ）が困っている。計画の時、関係者との協議を対等な関係で話し合い、実行できる体制の構築をお願いしたい。
委員	河川工事については、事前に漁業者とも相談してやってほしいという

	ことか。
公述人 B	漁業組合の役員等が、魚にとって最善の工事方法を示すことが難しい。施工管理の諸経費が少ないため、魚類等への影響の軽減まで手が回っていない。
委員	そのような話し合いの場を設けた実績はあるのか。
公述人 B	泥水の被害対策を実際にやってみて、それをもとに被害を請求したことはあるが、施工主からは明確な返答はもらえない。施工管理者が知識を持っていない、県土木からしっかり指導してもらいたい。
委員	河川工事は、当然のことながら人命や財産が優先となっている。
公述人 B	人命優先であることは理解している。多自然型工法がすすめられているが、結果として魚の棲みやすい川にあまりつながっていないことが問題である。
委員	「川づくり」については多くの関係者が多面的に利用していることから、関係者が日ごろから議論すべき土台を地域で作っておくとよい。生きものにとって良くない「川づくり」があることは理解できる。魚の棲みやすい川づくりを実現するためには、日ごろからどういう川づくりをしたいのかを関係者とよく議論しておくべきと考えている。工事関係者が河川工事をする際に、「まず漁協に相談に行こう」となるような雰囲気作りが重要であり、工事関係者とのコミュニケーションを大切にしたい。
閉 会	
事 務 局	会長職務代理者が挨拶し、閉会を宣言。